簡易公募型競争入札方式に準じた手続に係る手続開始の公示
（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

令和５年６月６日
分任支出負担行為担当官
函館開発建設部江差港湾事務所長　時田　恵生

1　業務概要
(1)　業務名　青苗漁港外１港地質調査業務
（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
(2)　業務内容　本業務は、青苗漁港道路（改良）・用地（改良）の液状化判定並びに防波堤（南）（改良）及び熊石漁港防波堤（南）（補修）の設計・施工に必要な地質調査を行い、今後の整備における基礎資料とすることを目的とする。
本業務の主な内容は以下のとおりである。
（青苗漁港）
【道路（改良）・用地（改良）】
・ボーリング工　５孔、室内試験　１式、液状化判定　１式
【防波堤（南）（改良）】
・ボーリング工（既設堤体強度確認）３孔、室内試験　１式
（熊石漁港）
【防波堤（南）（補修）】
・ボーリング工（既設堤体強度確認）４孔、室内試験　１式
(3)　履行期間　契約締結日の翌日から令和５年１２月２２日まで。
(4)　本業務は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
(5)　本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、紙契約方式に代えるものとする。
(6)　本業務は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務のうち、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う履行体制確認型総合評価落札方式の試行業務である。
(7)　本業務は、低入札業務における品質確保対策の試行対象業務であり、特記仕様書に記載する品質確保対策が履行されない場合は、業務成績評定に厳格に反映するとともに指名停止等の措置を講ずることがある。

(8)　本業務は、技術提案のうち、「その他」、「実施フロー」及び「工程表」を記載項目から除外し、「業務の実施方針」を規定した様式で技術評価を行う「簡素型」の試行業務である。

(9)　本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。

2　指名されるために必要な要件

(1)　入札に参加しようとする者は、アに掲げる資格を満たしている単体企業であること。

ア　単体企業

(ｱ) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(ｲ) 北海道開発局における業種区分**「地質調査」**に係る令和５・６年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。

(ｳ) 北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(ｴ) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照）

(ｵ) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(ｶ) 北海道内に営業拠点（本店、支店又は営業所）を有していること。

(ｷ) 地質調査業者登録規定の登録があること。

(2)　入札参加者を選定するための基準

北海道開発局工事等競争参加者選定要領（平成12年12月19日付け北開局工第333号）第27条の規定に基づく指名基準による。

なお、同種又は類似業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業者の経験及び手持ち業務等を勘案するものとし、選定者数については、１０者程度とする。「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績は、国内における実績と同様に評価する。

3　総合評価に関する事項

(1)　落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札をし、次の各要件に該当するもののうち、下記(2)総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ア　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

なお、予定価格は設計図書に基づき算定するものとする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の

秩序を乱すおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

イ　落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

ウ　上記において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。

(2)　総合評価の方法

ア　評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

イ　価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点＝(価格評価点の配分点)×(１－入札価格／予定価格)

なお、価格評価点の配分点は６０点とする。

ウ　技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じ、下記(ｱ)、(ｲ)、(ｳ)、(ｴ)の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は６０点とする。

(ｱ)　配置予定技術者の経験及び能力

(ｲ)　実施方針など

(ｳ)　賃上げの実施表明

(ｴ)　技術提案の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点＝６０点×（技術評価の得点合計／技術評価の配点合計）

技術評価の得点合計＝（(ｱ)に係る評価点）＋（(ｳ)に係る評価点）＋（技術提案評価点）×((ｴ)の評価に基づく履行確実性度)

技術提案評価点＝（(ｲ)に係る評価点）

エ　詳細は入札説明書による。

4　入札手続等

(1)　担当部局

〒043－0041　北海道檜山郡江差町字姥神町１５９

北海道開発局函館開発建設部　江差港湾事務所総務課

電話 0139－52－1041（直通）

(2)　入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書は、令和５年６月６日から令和５年７月１１日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日を除く毎日、９時00分から17時00分（最終日は12時00分）まで、電子入札システムにより交付する。ただし、紙入札により参加を希望する場合は、あらかじめその旨を担当部局へ電話で

申し込むこと。申し込み受付後、交付する。

(3)　参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、上記２(1)に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けている単体企業とする。

(4)　参加表明書及び賃上げ表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

令和５年６月６日９時00分から令和５年６月１５日12時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。提出場所は上記４(1)に同じ。

(5)　技術提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

令和５年６月２８日９時00分から令和５年７月１１日12時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。提出場所は上記４(1)に同じ。

(6)　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参すること。

ア　電子入札システムによる入札の締め切りは、令和５年７月２４日13時00分。

イ　紙により持参する場合の提出期限は、令和５年７月２４日13時00分。

ウ　郵送又は託送による入札の受領期限は、令和５年７月２４日13時00分。

提出先は、北海道開発局函館開発建設部江差港湾事務所総務課長。

開札は、令和５年７月２６日9時30分北海道開発局函館開発建設部江差港湾事務所にて行う。

５　その他

(1)　入札保証金及び契約保証金　免除

(2)　入札の無効　本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札、無効の技術提案をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3)　契約書作成の要否　要

(4)　技術提案書（履行確実性の審査に必要な部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある（入札説明書参照）。

(5)　詳細は、入札説明書による。